

事業提案型公募に向けた“対話”のすすめ方

1 対象事業 甲陽園本庄町市有地活用事業

2 対話の目的等

(1) 対話の目的

今回実施する事業提案型公募に向けた対話への参加事業者の募集は、実際に対象事業を行う事業者を募集するものではなく、本市が民間事業者と事前に対話をすることで、不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握しながら、対象事業の事業者公募に向けた募集要項の作成や条件整理に役立てることを目的としたものです。

一方、対話参加事業者においては、事業者公募を視野に入れて対話を行うことにより、公募段階では、本市の意図を十分に理解したうえでの事業提案が可能となります。

(2) 対話から期待される効果

- ・民間事業者に行政の関心事や重視している点を正確に伝えることで、効率的・効果的な公共施設の整備を進めることが可能となります。
- ・不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握し、実現性の高い募集要項を作成することで、現実的で効果的な市有地活用の実現が可能となります。

3 対話の流れ

pg.2 (1) 対象事業における“対話”の実施について公表



pg.2 (2) 質問の受付・回答



pg.3 (4) 対話の予約・受付（事業者によるエントリーシートの提出）



pg.3 (5) 対話日時及び場所の決定・通知



pg.3 (6) “対話”の実施



pg.4 (7) 対話結果（概要）の公表

(1) 対象事業における“対話”の実施について公表

募集条件（骨子）や対話のすすめ方を西宮市ホームページにて公表し、対話への参加事業者を募集します。

(2) 質問の受付・回答

対象事業または対話への参加について質問がある場合は、別紙の対話等質問書（様式 1）に必要事項を記入し、次の提出期限までに連絡先 E メールアドレス宛てに送付してください。※件名は必ず【対話等質問書】としてください。

- ・提出期限 令和2年2月28日(金)午後5時30分まで（必着）
- ・回答方法 すべての質問及び回答をまとめたものを西宮市ホームページ上に掲載
- ・回答期限 令和2年3月9日(月)

(3) 対話への参加資格

対象事業を行うにふさわしい資力、信用力、技術力及び法的資格を有し、後に実施する事業者公募に応募する意向のある者のうち、次の要件を満たす法人又は法人グループとします。（グループで参加される場合には①と②の要件を満たす事業者をグループ内に含むことが必要です。

- ① 建物等の建設等に関し、次のいずれかを満たすこと
 - ア 建物等の設計に関し、次の要件を満たしていること
 - ・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること
 - ・本事業で想定される建物等と同等以上の建物等の設計実績があること
 - イ 建物等の建設に関し、次の要件を満たしていること
 - ・建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けていること
 - ・本事業で想定される建物等と同等以上の建物等の建設実績があること
- ② ①の規定のほか、事業実施に必要な免許等を有していること
- ③ 次のすべてに該当すること。（法人の役員も同様とする）
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
 - イ 西宮市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと
 - ウ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
 - オ 公租公課を滞納していない者であること

(4) 対話の予約・受付（事業者によるエントリーシートの提出）

<対話の予約・受付について>

- ① 参加を希望する場合は、別紙のエントリーシート（様式2）に必要事項を記入し、次の提出期限までに連絡先 E メールアドレス宛てに参加申込を行ってください。
※件名は必ず【対話参加申込】としてください。
・提出期限 令和2年3月10日(火)から3月24日(火)午後5時30分まで(必着)
- ② 対話の実施期間は、令和2年4月15日(水)から4月21日(火)を予定しています。
※日程については、調整の結果、変更になる場合があります。
- ③ 対話に出席する人数は1グループにつき5名以内としてください。構成企業の全員が出席することは求めませんが、可能な限り対話項目に関係する事業者は出席するようにしてください。
- ④ 対話の対象項目については、募集条件（骨子）の[4 事業の概要等、5 事業提案型公募手続きの概要、6 参加事業者の資格]を参照してください。

<資料の貸与について>

- ① 申請により関係資料を貸与します。希望者は、別紙の資料貸与申請書（様式3）に必要事項を記入し、エントリーシート（様式2）の提出とあわせて、連絡先 E メールアドレス宛てに申請してください。（グループで参加される場合は代表者が申請してください）※件名は必ず【対話資料貸与申請書】としてください。
- ② 貸与資料：現況測量図（平面図・縦横断面図）
地質概略調査関係資料、交通量調査関係資料
現甲陽園市民館各階平面図
本件土地の登記事項証明書（写し）、公図・地積測量図（写し）
- ③ 貸与期間：対話手続き終了後は、すみやかに事務局に返却してください。
- ④ 貸与資料を本件対話の目的以外に使用することは認めません。

(5) 対話日時及び場所の決定・通知

申込状況を踏まえて、本市で実施日時を調整・決定のうえ、令和2年4月3日(金)までに E メールにて通知します。実施場所も併せて通知します。（参加事業者数により希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください）

(6) “対話”の実施

事前申込のあった民間事業者との間で、1グループ1時間程度の対話を実施します。対話当日は、説明の補足に必要な資料等を持参することができます。

(7) 対話結果（概要）の公表

対話結果（概要）の公表にあたっては、参加事業者の名称、事業者の知的財産に関わる事項等は非公表とします。また、公表にあたっては事前に参加事業者に内容確認を依頼しますので、本市からの依頼後、すみやかに確認をお願いします。なお、確認の依頼はEメールにて行います。

4 その他

(1) 参加事業者の扱い

- ・対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。対話を実施している間は、他のグループの事業者は入場できません。
- ・必要に応じて追加で対話を実施する場合があります。実施の際には本市から事前に連絡します。
- ・参加事業者の名称は公表しません。
- ・対話参加の実績は、後の事業者公募の評価の対象とはなりません。

(2) 対話に要する費用

対話の参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 西宮市の体制

政策局施設マネジメント部資産活用課、総務局管財部管財課及び関係課

5 連絡先

西宮市政策局施設マネジメント部 資産活用課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

T E L : 0798-35-3433

Eメール : shisankatsuyo@nishi.or.jp